柏崎刈羽原子力発電所第6号橋	幾 設計及び工事計画審査資料
資料番号	KK6 補足-004-7 改 0
提出年月日	2024年2月9日

KK6 補足-004-7 基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1 への展開表 (原子炉格納施設)

2024年2月

東京電力ホールディングス株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表」【原子炉格納施設】

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1 への展開表」【原子炉格納施設】			
	計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前 用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準 を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実 用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す る規則」並びにこれらの解釈による。	変更後 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実 用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す る規則」並びにこれらの解釈による。	_	— (用語の定義のみ)
第1章 共通項目 原子炉格納施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.7 内 燃機関の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計 方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針 「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目 原子炉格納施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する 要求 (5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を 除く。), 6. その他」の基本設計方針については,原 子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」 に基づく設計とする。	_	1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目 1. 原子炉格納容器 1.1 原子炉格納容器本体等 原子炉格納施設は、設計基準対象施設として、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない設計とする。	第2章 個別項目 1. 原子炉格納容器 1.1 原子炉格納容器本体等 原子炉格納施設は、設計基準対象施設として、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない設計とする。【44条1】	要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 2. 基本方針 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面8.1 原子炉格納容器 構造図	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.5 原子炉格納容器の配管貫通部及び電気配線貫通部の設計
ッションチェンバからなる圧力抑制形であり, 残留熱		明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明 書	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.5 原子炉格納容器の配管貫通部及び電気配線貫通部の設計
また,原子炉冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全弁作動時において,原子炉格納容器に生じる動荷重に耐える設計とする。	作動時において、原子炉格納容器に生じる動荷重に耐 える設計とする。【44条3】	_	— (変更なし)
原子炉格納容器の開口部である出入口及び貫通部	原子炉格納容器の開口部である出入口及び貫通部	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計

其太設	計方針		
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
を含めて原子炉格納容器全体の漏えい率を許容値以下に保ち、原子炉冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全 弁作動時において想定される原子炉格納容器内の圧力、温度、放射線等の環境条件の下でも原子炉格納容 器バウンダリの健全性を保つ設計とする。	を含めて原子炉格納容器全体の漏えい率を許容値以下に保ち、原子炉冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全 弁作動時において想定される原子炉格納容器内の圧力、温度、放射線等の環境条件の下でも原子炉格納容 器バウンダリの健全性を保つ設計とする。【44条4】	書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.2 設計基準事故時における設計条件 4.2.7 配管貫通部 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.1 原子炉格納容器	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.5 原子炉格納容器の配管貫通部及び電気配線貫通部の設計
		8.1 原子炉格納容器	
通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,原子炉格納容器バウンダリを構成する機器は非延性破壊(脆性破壊)及び破断が生じない設計とする。	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,原子炉格納容器バウンダリを構成する機器は非延性破壊(脆性破壊)及び破断が生じない設計とする。【44条6】	_	— (変更なし)
非延性破壊(脆性破壊)に対しては,最低使用温度 を考慮した破壊じん性試験を行い,規定値を満足した 材料を使用する設計とする。	非延性破壊(脆性破壊)に対しては、最低使用温度 を考慮した破壊じん性試験を行い、規定値を満足した 材料を使用する設計とする。【44条7】	_	— (変更なし)
原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種試験ができる設計とする。	原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種試験ができる設計とする。【44条5】	書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.2 設計基準事故時における設計条件	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4 その他原子炉格納施設に係る設計 4.5 原子炉格納容器の配管貫通部及び電気配線貫通部の設計
原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)は、設計基準対象施設として容量 3580m³, 個数 1 個を設置する。	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)は、設計基準対象施設として容量 3580m³, 個数 1 個を設置する。【44 条 32】	_	<u>ー</u> (変更なし)
	原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の 2 倍の圧力及び 200℃の温度で閉じ込め機能を損なわない設計とする。【63 条 14】【63 条 29】【63 条 55】【63 条 60】【64 条 4】【64 条 9】【64 条 16】【64 条 23】【64 条 37】【64 条 42】【65 条 10】【65 条 26】【66 条 6】【66 条 12】【67 条 14】【67 条 36】【68 条 23】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 原子炉格納施設の設計 原子炉格納容器に係る設計 3 重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能評価

基本設	計方針		
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		全性について 3. ドライウェル上鏡及びドライウェル主フランジ 3.3 評価結果まとめ 6. 配管貫通部 6.5 評価結果のまとめ 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.1 原子炉格納容器 構造図 8.1 原子炉格納容器	
1.2 原子炉格納容器隔離弁 原子炉格納容器を貫通する各施設の配管系に設ける隔離弁は、安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動弁、チェーンロックが可能な手動弁、キーロックが可能な遠隔操作弁又は隔離機能を有する逆止弁とし、原子炉格納容器の隔離機能の確保が可能な設計とする。	る隔離弁は、安全保護装置からの信号により、自動的 に閉鎖する動力駆動弁、チェーンロックが可能な手動	_	— (変更なし)
原子炉冷却材圧力バウンダリに接続するか,又は原子炉格納容器内に開口し,原子炉格納容器を貫通している各配管は,原子炉冷却材喪失事故時に必要とする配管及び計測制御系統施設に関連する小口径配管を除いて,原則として原子炉格納容器の内側に1個,外側に1個の自動隔離弁を原子炉格納容器に近接した箇所に設ける設計とする。	子炉格納容器内に開口し、原子炉格納容器を貫通している各配管は、原子炉冷却材喪失事故時に必要とする配管及び計測制御系統施設に関連する小口径配管を除いて、原則として原子炉格納容器の内側に1個、外	_	— (変更なし)
	及び原子炉格納容器内に開口部がなく,かつ,原子炉 冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊の際に損壊 するおそれがない管,又は原子炉格納容器外側で閉じ た系を構成した管で,原子炉冷却系統に係る発電用原 子炉施設の損壊その他の異常の際に,原子炉格納容器 内で水封が維持され,かつ,原子炉格納容器外へ導か れた漏えい水による放射性物質の放出量が,原子炉冷 却材喪失事故の原子炉格納容器内気相部からの漏え いによる放出量に比べ十分小さい配管については,原		— (変更なし)
原子炉格納容器の内側で閉じた系を構成する管に 設置する隔離弁は、遠隔操作にて閉止可能な弁を設置 することも可能とする。	原子炉格納容器の内側で閉じた系を構成する管に	_	— (変更なし)
貫通箇所の内側又は外側に設置する隔離弁は、一方の側の設置箇所における管であって、湿気や水滴等により駆動機構等の機能が著しく低下するおそれがある箇所、配管が狭隘部を貫通する場合であって貫通部	の側の設置箇所における管であって、湿気や水滴等により駆動機構等の機能が著しく低下するおそれがあ	_	— (変更なし)

基本設	計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	放計稲米の記載固別	
に近接した箇所に設置できないことによりその機能が著しく低下するような箇所には、貫通箇所の外側であって近接した箇所に2個の隔離弁を設ける設計とする。	に近接した箇所に設置できないことによりその機能が著しく低下するような箇所には、貫通箇所の外側であって近接した箇所に2個の隔離弁を設ける設計とする。【44条12】		
	原子炉格納容器を貫通する配管には,圧力開放板を 設けない設計とする。【44条13】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.2 設計基準事故時における設計条件 4.2.9 原子炉格納容器隔離弁	3. 原子炉格納施設の設計 3.2 原子炉格納容器隔離弁に係る設計
設計基準事故の収束に必要な非常用炉心冷却設備 及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)で 原子炉格納容器を貫通する配管,その他隔離弁を設け ることにより安全性を損なうおそれがあり,かつ,当 該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失 われない場合は,自動隔離弁を設けない設計とする。 ただし,原則遠隔操作が可能であり,設計基準事故 時に容易に閉鎖可能な隔離機能を有する弁を設置す る設計とする。	設計基準事故及び重大事故等の収束に必要な非常 用炉心冷却設備及び残留熱除去系(格納容器スプレイ 冷却モード)で原子炉格納容器を貫通する配管,その 他隔離弁を設けることにより安全性を損なうおそれ があり,かつ,当該系統の配管により原子炉格納容器 の隔離機能が失われない場合は,自動隔離弁を設けな い設計とする。 ただし,原則遠隔操作が可能であり,設計基準事故 時及び重大事故等時に容易に閉鎖可能な隔離機能を 有する弁を設置する設計とする。【44条14】	4.2 設計基準事故時における設計条件	3. 原子炉格納施設の設計 3.2 原子炉格納容器隔離弁に係る設計
			 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
原子炉格納容器を貫通する計測制御系統施設又は 制御棒駆動装置に関連する小口径配管であって特に 隔離弁を設けない場合には、隔離弁を設置したものと 同等の隔離機能を有する設計とする。	原子炉格納容器を貫通する計測制御系統施設又は 制御棒駆動装置に関連する小口径配管であって特に 隔離弁を設けない場合には、隔離弁を設置したものと 同等の隔離機能を有する設計とする。【44条16】	_	— (変更なし)
原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される原子炉 格納容器を貫通する計測系配管に隔離弁を設けない 場合は、オリフィス又は過流量防止逆止弁を設置し、 流出量抑制対策を講じる設計とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される原子炉 格納容器を貫通する計測系配管に隔離弁を設けない 場合は、オリフィス又は過流量防止逆止弁を設置し、 流出量抑制対策を講じる設計とする。【44条17】	_	— (変更なし)
隔離弁は、閉止後に駆動動力源が喪失した場合においても閉止状態が維持され隔離機能が喪失しない設計とする。また、隔離弁のうち、隔離信号で自動閉止するものは、隔離信号が除去されても自動開とはならない設計とする。	隔離弁は、閉止後に駆動動力源が喪失した場合においても閉止状態が維持され隔離機能が喪失しない設計とする。また、隔離弁のうち、隔離信号で自動閉止するものは、隔離信号が除去されても自動開とはならない設計とする。【44条18】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.2 設計基準事故時における設計条件 4.2.9 原子炉格納容器隔離弁	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計

基本設	計方針	크리산田소리찬ᄷ각	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式一1への反映結果
		原子炉格納施設に係る系統図 8.3.4.1 格納容器スプレイ冷却系 8.3.4.3 格納容器下部注水系 8.3.4.4 代替格納容器スプレイ冷却系 8.3.5.2 可燃性ガス濃度制御系 8.3.5.4 耐圧強化ベント系 8.3.5.5 格納容器圧力逃がし装置 8.3.6.1 不活性ガス系 8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちC種試験ができる設計とする。また、隔離弁は動作試験ができる設計とする。	隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちC種試験ができる設計とする。また、隔離弁は動作試験ができる設計とする。【44条19】	書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.2 設計基準事故時における設計条件	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
2. 原子炉建屋 2.1 原子炉建屋原子炉棟等 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又 は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物 質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査 指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定 する線量を超えないよう,当該放射性物質の濃度を低 減する設備として原子炉建屋原子炉区域(二次格納施 設)を設置する。	2. 原子炉建屋 2.1 原子炉建屋原子炉棟等 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又 は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物 質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査 指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定 する線量を超えないよう,当該放射性物質の濃度を低 減する設備として原子炉建屋原子炉区域(二次格納施 設)を設置する。【44条22-1】	—	— (変更なし)
原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)は、原子炉格納容器を完全に取り囲む構造となっており、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保し、原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあっても発電所周辺に直接放出されることを防止する設計とする。	原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)は、原子炉格納容器を完全に取り囲む構造となっており、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保し、原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあっても発電所周辺に直接放出されることを防止する設計とする。【44条	_	— (変更なし)

クリア (基本設	·計方針	20.21 / L m	
原土が型に戻すが止減(「水棒前風文)と目におかった。		·	設計結果の記載箇所	様式一1への反映結果
原子が整定原子が地域に「水海精通流)に関口が表 数さ3番音には、気管性を溶体する解析とする。				
# 2		原子炉建屋原子炉区域 (二次格納施設) に開口部を 設ける場合には, 気密性を確保する設計とする。【44条	_	— (変更なし)
数等性においても、北京用力が処理的により、中部の 会性を保護するとかできる設計とする。原子が保護により、中部の を上に原子が程態原子がで致(二次精精能変)の気管パラングリの一部 として原子が程態原子がで致(二次精精能変)の気管パラングリの一部 として原子が程態原子がで致(二次精精能変)の気管パラングリの一部 を正に原子が程態原子がで致(二次精神能変)の気管パラングリの一部 を正に原子が程態度が上です。(2x数 動態の改健信で集用)は、閉状態の維持が可能な設計 とする。【74 生 27】 3. 所列の動性が出現を特性に関する 動力 3. 原子が保持制能変 1. 第二世格制能変 2. 第トンネル電 B0P 1. 第二世級要素計 1. 4 整理を表現 3. 正月形就計構その他の安全設備 3. 1 真生酸皮養世 原子が行財が良子上の化力よりました場合に、ドライウ ウェルとサブレッションチェンバ田が、取得に上を場合に、ドライウ コルとサブレッションチェンバの方に上に表合に、ドライウ コルとサブレッションチェンバの方に上による性の の真空破壊がが、肝力差により自動的に動き、サブレ ツラコンチョンバの方に上による性の の真空破壊がが、肝力差により自動的に動き、サフレ ツラコンチョンバの方に上による性の表現を表現を上でいるましまとなイヤ フラムフェアルでリーンの子上の変形性に原子がを制容器は できる表形でルしていることなたから、原子解析学器外 在28、全国用原子がの悪味時に原子が格的容器に実 できる設計とする。「20 まの!」 なお、全国用原子がの悪味時に原子が格的容器に実 できる設計とする。「20 まの!」 なお、全国用原子がの悪味時に原子が格的容器に実 できる設計とする。「20 まの!」 なお、全国用房子がの悪味時に原子が格的容器に実 できる設計とする。「20 まの!」 なお、全国用房子が必要に対するとことはない。「20 まの! (変更なし)	体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の 放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある 場合において,放射性物質による敷地外への影響を低 減するため,原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)	体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の 放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある 場合において、放射性物質による敷地外への影響を低 減するため、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)	_	— (変更なし)
3. 圧力低減設備その他の安全設備 3. 圧力低減設備その他の安全設備 3. 1 真空破壊装置 原子炉冷却材喪失事故後,ドライウェル圧力がサプレッションチェンバ圧力より低下した場合に,ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された8個 の真空破壊弁が,圧力差により自動的に働き,サプレッションチェンバの造圧によるダイヤフラムフロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止できる設計とする。		故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の 負圧を確保することができる設計とする。原子炉建屋 原子炉区域(二次格納施設)の気密バウンダリの一部 として原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)に設置 する主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル(浸水防 護施設の設備で兼用)は、閉状態の維持が可能な設計	 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 VI-1-1-7-別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針 6. 機能設計 7. 構造強度設計 7.3 機能維持の方針 7.3.2 MSトンネル室 BOP 構造図 	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
素を充てんしていることなどから,原子炉格納容器外 面に受ける圧力が設計を超えることはない。	3.1 真空破壊装置 原子炉冷却材喪失事故後,ドライウェル圧力がサプレッションチェンバ圧力より低下した場合に,ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された8個の真空破壊弁が,圧力差により自動的に働き,サプレッションチェンバのプール水の逆流並びにドライウェルとサプレッションチェンバの差圧によるダイヤフラムフロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止	3.1 真空破壊装置 原子炉冷却材喪失事故後,ドライウェル圧力がサプレッションチェンバ圧力より低下した場合に,ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された8個の真空破壊弁が,圧力差により自動的に働き,サプレッションチェンバのプール水の逆流並びにドライウェルとサプレッションチェンバの差圧によるダイヤフラムフロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止	8.2 原子炉建屋 —	— (変更なし)
想定される重大事故等時において,ドライウェル圧 要目表 3. 原子炉格納施設の設計	素を充てんしていることなどから、原子炉格納容器外	素を充てんしていることなどから、原子炉格納容器外面に受ける圧力が設計を超えることはない。【20条28】	一 要目表	The state of the s

基本設	計方針	30.31 / L III o 33 + h Mr 37	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	に、ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された8個の真空破壊弁が、圧力差により自動的に働き、サプレッションチェンバのプール水の逆流並びにドライウェルとサプレッションチェンバの差圧によるダイヤフラムフロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止できる設計とする。【57条24】【63条15】【63条30】【63条56】【64条5】【64条10】【64条17】【64条24】【64条38】【64条43】【65条11】【65条27】【66条7】【66条13】【67条15】【67条37】【68条24】	明書(原子炉格納施設) VI-3-3-6-2-1 ダイヤフラムフロアの強度計算書 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.1 真空破壊装置 8.3.2 ダイヤフラムフロア	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 12. 材料及び構造に係る設計 12.1 クラス機器及び支持構造物の強度評価
容器スプレイ冷却モード)) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又 は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温 度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうこ とを防止するため、原子炉格納容器内において発生し た熱を除去する設備として、残留熱除去系(格納容器 スプレイ冷却モード)を設ける設計とする。	スプレイ冷却モード)を設ける設計とする。【44条 28】		— (冒頭宣言)
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。	圧力, 最高使用温度を超えないようにし, かつ, 原子		— (変更なし)
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又 は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物 質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査 指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定 する線量を超えないよう,当該放射性物質の濃度を低 減する設備として残留熱除去系(格納容器スプレイ冷 却モード)を設置する。	する線量を超えないよう, 当該放射性物質の濃度を低		— (変更なし)
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。 原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチ	のプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。【44条27】		ー (変更なし) 「原子炉冷却系統施設」の様式-1

甘木到			
変更前	計方針 変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
ェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院	·	3.4 評価方法	19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。		_	— (変更なし)
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、 テストラインを構成することにより、発電用原子炉の 運転中に試験ができる設計とする。また、設計基準事 故時に動作する弁については、残留熱除去系ポンプが 停止中に開閉試験ができる設計とする。	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、 テストラインを構成することにより、発電用原子炉の 運転中に試験ができる設計とする。また、設計基準事 故時に動作する弁については、残留熱除去系ポンプが 停止中に開閉試験ができる設計とする。【44条33】	_	 (変更なし)
	原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。【64条18】	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機能 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面 4.2.1 残留熱除去系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.1 格納容器スプレイ冷却系	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内 冷却に用いる設備のうち,残留熱除去系(格納容器ス プレイ冷却モード)が,全交流動力電源喪失により起 動できない場合の重大事故等対処設備として使用す		「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計

	基本設計方針	型計 は の 記 は に の に に に に に に に に に に に	様式−1への反映結果
変更前	変更後	- 設計結果の記載箇所	
	る残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、 常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる 設計とする。【64条13】	4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機能	
	動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処 設備として使用する残留熱除去系(格納容器スプレイ		「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	し、残留熱除去系ポンプによりサプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系又は代替原子炉補機冷却系から供給できる設計とする。【64条14】【64条35】	明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(原子炉格納施設)	する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1
		4.2 設計基準事故時における設計条件 4.2.2 漏えい率に対する設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機 能 原子炉冷却系統施設に係る系統図 4.5.1 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水 系 4.5.2 代替原子炉補機冷却系	19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計 19.2.2 各機器固有の設計 19.3 機能を兼用する機器を含む原子炉冷却系統施設の系統図に関する取りまとめ
		 4.5.2 代替原子炉補機行却系 原子炉格納施設に係る系統図 8.3.4.1 格納容器スプレイ冷却系 構造図 4.2.1 残留熱除去系 8.1 原子炉格納容器 	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器,原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【64条57】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は, 設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時	_	(冒頭宣言)

	基本設計方針		様式ー1への反映結果
変更前	変更後 においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。【64条19】 (1) 単一故障に係る設計 重要度が特に高い安全機能を有する系統において、	設計結果の記載箇所 VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用 される条件の下における健全性に関する	様式-1への反映結果 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.1 放射性物質濃度低減設備の単一故障に係る設備
	設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の原子炉格納容器スプレイ管については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。【14条9】	説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設	(上記は項目のみ) 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	3.2.2 サプレッションチェンバプール水冷却系(残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷却モード)) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備として,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷却モード)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 【64条25】	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2 1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 1 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 1 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内 冷却に用いる設備のうち、残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷却モード)が、全交流動力電 源喪失により起動できない場合の重大事故等対処設 備として使用する残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備 からの給電により復旧できる設計とする。【64条20】	4.3 重大事故等時における設計条件	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計

	基本設計方針	型計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
変更前	変更後	- 設計結果の記載箇所 	様式-1への反映結果
	動力電源喪失により、残留熱除去系(サプレッション チェンバプール水冷却モード)が起動できない場合の 重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(サ	4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器により、サプレッションチェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系又は代替原子炉補機冷却系から供給できる設計とする。【64 条 21】【64 条 40】	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計 19.2.2 各機器固有の設計 19.3 機能を兼用する機器を含む原子炉冷却系統施設の系統図に関する取りまとめ
	残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷 却モード)の流路として、設計基準対象施設である原 子炉格納容器、原子炉格納容器(サプレッションチェ ンバ)及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使 用することから、流路に係る機能について重大事故等 対処設備としての設計を行う。【64条58】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図 8.1 原子炉格納容器	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	残留熱除去系(サプレッションチェンバプール水冷 却モード)は、設計基準事故対処設備であるとともに 重大事故等時においても使用するため、重大事故等対 処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。 ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮す べき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重		(冒頭宣言)

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後 大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性, 位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。【64 条 26】	改訂和未少記載固別	「「「「「「」」「「」」「「」 「「」」「「」」「」 「」 「」
	原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過	書 3. 評価 3.4 評価方法 3.4.1 サプレッションプールを水源とするポンプの	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	3.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器の冷却原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるための重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)を設ける設計とする。【64条1】	VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	放矸桁米の記載固別	
		8.3.4.1 格納容器スプレイ冷却系	
		8.3.4.4 代替格納容器スプレイ冷却系	
	冷却に用いる設備のうち、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合及び全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウェル内及びサプレッションチェンバ内	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合及び全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。【64条 27】【64条 32】	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認
	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、非常用デ	原子炉格納施設に係る系統図 8.3.4.4 代替格納容器スプレイ冷却系 構造図 4.2.1 残留熱除去系 4.4.1 補給水系 8.1 原子炉格納容器 VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	マゴ桁木ツ記製固川 	
	ィーゼル発電設備に加えて,代替所内電気設備を経由 した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源 設備からの給電が可能な設計とする。【64条3】【64条 28】	書 4.原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機 能	19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【64条55】	要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図 8.1 原子炉格納容器	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として兼用する設計とする。【64条44-1】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機 能	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認
	原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵槽を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、復水貯蔵槽の圧力及び温度により、想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。【54条33-1】	備のポンプの有効吸込水頭に関する説明 書	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	a. 多様性,位置的分散及び独立性 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は,残留熱除 去系(格納容器スプレイ冷却モード)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,復水移送ポンプを 代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備 又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動 できることで,非常用所内電気設備を経由した非常用 ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留 熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して多様性を有する設計とす る。【64条45】		「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。【64条46】	説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計

	基本設計方針	乳乳外田の割料燃電	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1~の反映結果
	また、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、復水貯蔵槽を水源とすることで、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して異なる水源を有する設計とする。復水移送ポンプ及び復水貯蔵槽は、廃棄物処理建屋内に設置することで、原子炉建屋内の残留熱除去系ポンプ及びサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。【64条47】	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼 用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
		原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.4 代替格納容器スプレイ冷却系	
	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、残留熱除 去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよ う、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統 について、残留熱除去系に対して独立性を有する設計 とする。【64条53-1】		「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。【64条54-1】		(冒頭宣言)
	(2) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器の冷却炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合及び全交流動力電源喪失により、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) は、可搬型代替注水ポンプ (A-2級) (「7号機設備、6、7号機共用」(以下同じ。)) により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。【64条6】【64条12】	VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機能	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計
		8.3.4.4 代替格納容器スプレイ冷却系 構造図 4.2.1 残留熱除去系	19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	以口和木ツ礼製画刀	冰丸 1.300火吹和木
		8.1 原子炉格納容器	様等に関する設計
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合及び全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。【64条29】【64条33】	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼
	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【64条7】【64条30】	構造図 4.2.1 残留熱除去系 8.1 原子炉格納容器 要目表	19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び無用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【64条56】	4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機能 要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図 8.1 原子炉格納容器	19.2.2 各機器固有の設計 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は,炉心の 著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するた	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用

	基本設計方針		様式-1への反映結果
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	
	めの設備として兼用する設計とする。【64条44-2】	4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.3 重大事故等時における原子炉格納容器冷却機 能	する機能の確認
	原子炉格納容器安全設備のうち、淡水貯水池、防火水槽、海を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、淡水貯水池、防火水槽、海の圧力及び温度により、想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条33-2】	書	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	a. 多様性,位置的分散及び独立性 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び代替格納容器スプレイ冷却系(常設)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)をディーゼルエンジンにより駆動することで,電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び代替格納容器スプレイ冷却系(常設)に対して多様性を有する設計とする。【64条48】	説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。【64条49】	される条件の下における健全性に関する 説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、代替淡水源を水源とすることで、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び復水貯蔵槽を水源とする代替格納容器スプレイ冷却系(常設)に対して異なる水源を有する設計とする。【64条50】	される条件の下における健全性に関する 説明書	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は,原子炉建屋及び廃棄物処理建屋から離れた屋外に分散して保管することで,原子炉建屋内の残留熱除去系ポンプ及び廃棄物処理建屋内の復水移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。【64条51】	VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵	「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計

基本認	设計方針	20.21 / J. (1) 0. 22 th Mr 24	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面	
		8.3.4.4 代替格納容器スプレイ冷却系	
	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。【64条52】	VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用 される条件の下における健全性に関する 説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図 面	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
		4.3.5 低圧代替注水系	
	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対して独立性を有する設計とする。【64条53-2】	説明書	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。【64条54-2】	_	一 (冒頭宣言)
	3.2.4 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減 圧及び除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉 格納容器の過圧による破損を防止するために必要な 重大事故等対処設備のうち,原子炉格納容器バウンダ リを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度 を低下させるための設備として,代替循環冷却系を設 ける設計とする。【65条1】	VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉本体) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 記備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 その他原子炉格納施設に係る設計 代替循環冷却系の設計
		VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件	「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計
		4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.4 重大事故等時における原子炉格納容器の過圧 破損防止機能	19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼 用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

基本認	:計方針		W 6
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面 4.1.2 復水給水系 4.2.1 残留熱除去系 4.3.1 高圧炉心注水系 4.3.5 低圧代替注水系 4.4.1 補給水系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.1 格納容器スプレイ冷却系	19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
		8.3.4.3 格納容器下部注水系	
		8.3.4.6 代替循環冷却系	
	代替循環冷却系は、復水移送ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器又は原子炉格納容器下部へ注水するとともに、原子炉格納容器内へスプレイすることで、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条2】また、本系統に使用する冷却水は、代替原子炉補機冷却系により冷却できる設計とする。【65条5】	要目表 VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉本体) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.6 代替循環冷却系の設計 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	原子炉圧力容器に注水された水は、原子炉圧力容器 又は原子炉格納容器内配管の破断口等から流出し、原 子炉格納容器内へスプレイされた水とともに、格納容 器ベント管に設けられている連通孔を経て、サプレッ ションチェンバに戻ることで循環できる設計とする。 【65条3】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ その他原子炉格納施設に係る設計
		原子炉格納施設に係る系統図	4.6 代替循環冷却系の設計

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	以可加入V2104以回/刀	1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·
	代替循環冷却系は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【65条4】	8.3.4.6 代替循環冷却系 VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.4 重大事故等時における原子炉格納容器の過圧破損防止機能	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	代替循環冷却系の流路として、設計基準対象施設である残留熱除去系ポンプ、原子炉圧力容器、原子炉圧力容器、原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【65条9】	要目表 VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(原子炉本体)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 12. 材料及び構造に係る設計 12.7 炉心支持構造物の強度評価 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕
	ェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。【54条31-	3.5 評価結果 3.5.1 サプレッションプールを水源とするポンプの 有効 NPSH 評価結果	様等に関する設計 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	(1) 多様性, 位置的分散及び独立性 代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置は, 共 通要因によって同時に機能を損なわないよう, 原理の 異なる冷却手段及び原子炉格納容器内の減圧手段を 用いることで多様性を有する設計とする。【65 条 34-	説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.6 代替循環冷却系の設計

	基本設計方針	乳斗な甲の乳井笠正	样式 1 o の反映な用
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1~の反映結果
	1】 代替循環冷却系は、非常用ディーゼル発電設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器圧力逃がし装置は、非常用ディーゼル発電設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。格納容器圧力逃がし装置は、人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、代替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。【65条35-1】	2. 系統設計	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	代替循環冷却系の復水移送ポンプは廃棄物処理建 屋内に、残留熱除去系熱交換器及びサプレッションチェンバは原子炉建屋内に設置し、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置、よう素フィルタ及びラプチャーディスクは原子炉建屋近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。【65条 38-1】	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	AND THE PARTY OF T	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.1 設計方針 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.6 代替循環冷却系	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼 用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
	代替循環冷却系と格納容器圧力逃がし装置は、共通 要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。【65 条 39-1】	2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.6 代替循環冷却系の設計
	これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、代替循環冷却系と格納容器圧力逃がし装置は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。【65条40-1】	_	一 (冒頭宣言)
	3.2.5 格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部への注水 一の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対処設備として、格納容器下部注水系(常設)及び格納容器下部注水系(可搬型)を設ける設計とする。 また、溶融炉心が原子炉格納容器下部に落下するま	施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4 その他原子炉格納施設に係る設計 4 コリウムシールドの設計

基	本設計方針	乳乳灶田の割井体式	按字 1~○□ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	でに、原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保し、落下した溶融炉心の冷却が可能な設計とする。【66条1】 なお、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合に、ドライウェル高電導度廃液サンプ及びドライウェル低電導度廃液サンプへの溶融炉心の流入を抑制するため、コリウムシールドを設ける設計とする。【66条2】	される条件の下における健全性に関する 説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮	「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	行うための重大事故等対処設備として使用する格納	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	格納容器下部注水系(常設)は、代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交 流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条4】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明 書	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

基本記	设計方針	캐린 산田 <u>이런 찬</u> 살로	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		4.3 重大事故等時における設計条件4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能	19.2.2 各機器固有の設計
	格納容器下部注水系(常設)の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【66条39】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合において、ドライウェル高電導度廃液サンプ及びドライウェル低電導度廃液サンプへの溶融炉心の流入を抑制する設計とする。さらに格納容器下部注水系(常設)を使用することにより、ドライウェル高電導度廃液サンプ及びドライウェル低電導度廃液サンプのコンクリートの侵食を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が高さ0.85m、厚さ0.13m、材料がジルコニア(ZrO ₂)、個数が1個の設計とする。【66条5】	要目表 VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能 VI-1-8-1-別添2 コリウムシールドの設計 3. コリウムシールド構造 3.2 コリウムシールド基本構造 3.3 コリウムシールド各部寸法 3.4 スリット部の構造について 構造図 4.4.1 補給水系	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.4 コリウムシールドの設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵槽を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、復水貯蔵槽の圧力及び温度により、想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。【54条33-3】		「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	(2) 格納容器下部注水系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を 行うための重大事故等対処設備として使用する格納 容器下部注水系 (可搬型) は,可搬型代替注水ポンプ	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に

	基本設計方針	乳乳は用の乳粉体が	様式-1~の反映結果
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	塚八一1~00以昳裕未
	(A-2 級) により、代替淡水源の水を復水補給水系を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。【66 条 8】	明書 (原子炉冷却系統施設)	関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕業等に関する記述。
	格納容器下部注水系(可搬型)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【66条9】	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能	様等に関する設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.2 各機器固有の設計
	格納容器下部注水系(可搬型)の流路として,設計 基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部 を重大事故等対処設備として使用することから,流路 に係る機能について重大事故等対処設備としての設 計を行う。【66条40】	明書(原子炉格納施設) 構造図 8.1 原子炉格納容器	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合において、ドライウェル高電導度廃液サンプ及びドライウェル低電導度廃液サンプへの溶融炉心の流入を抑制する設計とする。さらに格納容器下部注水系(可搬型)を使用することにより、ドライウェル高電導度廃液サンプ及びドライウェル低電導度廃液サンプのコンクリートの侵食を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触すること	明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 その他原子炉格納施設に係る設計 4 コリウムシールドの設計

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		
	を防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法	明書 (原子炉格納施設)	
	が高さ 0.85m, 厚さ 0.13m, 材料がジルコニア (ZrO ₂),		「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1
	個数が1個の設計とする。【66条11】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関
		書	する設計
		4. 原子炉格納施設の設計条件	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		4.3 重大事故等時における設計条件	する機能の確認
		4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
			「原子炉冷却系統施設」の様式-1
		VI-1-8-1-別添2 コリウムシールドの設計	19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計
		3. コリウムシールド構造	19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼
		3.2 コリウムシールド基本構造	用する機能の確認
		3.3 コリウムシールド各部寸法	19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		3.4 スリット部の構造について	19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
		構造図	100 July 100
		8.1 原子炉格納容器	
	原子炉格納容器安全設備のうち、淡水貯水池、防火		「原子炉冷却系統施設」の様式-1
	水槽、海を水源として原子炉格納容器冷却のために運	備のポンプの有効吸込水頭に関する説明	19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計
	転するポンプは、淡水貯水池、防火水槽、海の圧力及	書	19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	び温度により、想定される最も小さい有効吸込水頭に	3. 評価	19.2.2 各機器固有の設計
	おいても、正常に機能する能力を有する設計とする。	3.5 評価結果	
	【54条33-4】	3.5.1 サプレッションプールを除くタンク等を水源	
		とするポンプの有効 NPSH 評価結果	
	(3) 多様性,位置的分散及び独立性	VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用	「原子炉冷却系統施設」の様式-1
	格納容器下部注水系(常設)及び格納容器下部注水	される条件の下における健全性に関する	11. 健全性に係る設計
	系(可搬型)は、共通要因によって同時に機能を損な	説明書	
	わないよう、格納容器下部注水系(常設)の復水移送	3. 系統施設ごとの設計上の考慮	
	ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流	3.5 原子炉格納施設	
	電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電に		
	よる電動機駆動とし、格納容器下部注水系(可搬型)		
	の可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) をディーゼルエン		
	ジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計と		
	する。【66条32】		
		VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用	「原子炉冷却系統施設」の様式-1
	を設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流		11. 健全性に係る設計
	電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電に		
	よる遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。ま		
	た、格納容器下部注水系(常設)の電動弁は、代替所	3.5 原子炉格納施設	
	内電気設備を経由して給電する系統において、独立し		
	た電路で系統構成することにより、非常用所内電気設		
	備を経由して給電する系統に対して独立性を有する		
	設計とする。【66条33】		
	また、格納容器下部注水系(可搬型)の可搬型代替		
(注水ポンプ(A-2 級)は、代替淡水源を水源とするこ		

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後 とで、復水貯蔵槽を水源とする格納容器下部注水系 (常設)に対して、異なる水源を有する設計とする。	B× p l 小口 木・ソ p L 帯、 (回 /7)	1・1・10人が加木
	【66条34】 復水移送ポンプは、廃棄物処理建屋内に設置し、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は廃棄物処理建屋から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。【66条35】		「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
	格納容器下部注水系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、格納容器下部注水系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。【66条36】	説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮	保守に関する設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。【66条37】	VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用 される条件の下における健全性に関する 説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図 面 4.3.5 低圧代替注水系	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、格納容器下部注水系(常設)及び格納容器下部注水系(可搬型)は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。【66条38】		— (冒頭宣言)
	3.2.6 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止のための原子炉圧力容器への注水及び注入 (1) 低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原	VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉本体) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計

其大製	計方針		
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
及文的	子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(常設)を設ける設計とする。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。【66条14】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4. 3 重大事故等時における設計条件 4. 3. 5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面 4. 1. 2 復水給水系 4. 2. 1 残留熱除去系 4. 3. 1 高圧炉心注水系 4. 3. 5 低圧代替注水系 4. 4. 1 補給水系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8. 3. 4. 8 低圧代替注水系	「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計
		<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
	低圧代替注水系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで溶融炉心を冷却できる設計とする。【66条15】	要目表VI-1-1-5-1設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉本体)VI-1-1-5-3設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)VI-1-1-5-7設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)VI-1-8-1原子炉格納施設の設計条件に関する説明書4.原子炉格納施設の設計条件4.3重大事故等時における設計条件4.3.3重大事故等時における原子炉格納容器冷却機能4.3.5重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能原子炉格納施設に係る系統図8.3.4.8低圧代替注水系構造図	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計

	基本設計方針	担は田の知典体記	推式 1~0万m4tm
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		2. 原子炉本体	
		4.2.1 残留熱除去系	
		4.4.1 補給水系	
		8.1 原子炉格納容器	
	低圧代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替	書	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給	4. 原子炉格納施設の設計条件	する機能の確認
	電が可能な設計とする。【66条16】	4.3 重大事故等時における設計条件	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の	2.2.2 各機器固有の設計
		溶融炉心冷却機能	
	低圧代替注水系(常設)の流路として、設計基準対	要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	象施設である原子炉圧力容器,原子炉圧力容器内部構		2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使	VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説	する機能の確認
	用することから、流路に係る機能について重大事故等	明書 (原子炉本体)	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	対処設備としての設計を行う。【66条17】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
		明書(原子炉格納施設)	関する設計
		VI-3-別添 7-1 原子炉圧力容器内部構造物の強度計	
		算書	「原子炉本体」の様式-1
			4. 原子炉本体の兼用に関する設計
		構造図	4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		2. 原子炉本体	する機能の確認
		8.1 原子炉格納容器	4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
			「匠フ炉込切交体控乳」の様子 1
			「原子炉冷却系統施設」の様式-1 12. 材料及び構造に係る設計
			12.7 炉心支持構造物の強度評価
	(2) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器	要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	(2) 似圧代替任小宗(可飯空)による原子炉圧力存留 への注水	安日衣 	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		 VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説	する機能の確認
	子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重		2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	大事故等対処設備として、低圧代替注水系(可搬型)	明青 (原子炉本体) VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
	を設ける設計とする。なお、この場合は、ほう酸水注	VI-1-1-5-2 設備別記載争項の設定依拠に関する説 明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵	2.2.1 兼用を占む原士炉格納施設の機器の任稼等に 関する設計
	ス系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行	が青 (核燃料物員の取扱地蔵及の財) 施設)	対する民口
	大宗による原子炉圧力谷品へのは 7 飯小住八 2 並行 して行う。 【66 条 18】	WI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説	「原子炉本体」の様式-1
	C(11)° [00 × 10]	明書(原子炉冷却系統施設)	4. 原子炉本体の兼用に関する設計
		VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		明書 (原子炉格納施設)	する機能の確認
		21 E (VIV 1 V) TEMENTERS	4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	MAIO CARAM C II D IX IM C II O IX III
		書	│ │「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式−1
		9 4. 原子炉格納施設の設計条件	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関
		4.3 重大事故等時における設計条件	する設計
		4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		溶融炉心冷却機能	する機能の確認
		1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	1	1	

甘业和	크. 구시	T	
秦平成 変更前	計方針 変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
及关刊	及艾皮	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面 4.1.2 復水給水系 4.2.1 残留熱除去系 4.3.1 高圧炉心注水系 4.3.5 低圧代替注水系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.8 低圧代替注水系	「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼 用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕 様等に関する設計
		<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
	低圧代替注水系(可搬型)は、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで溶融炉心を冷却できる設計とする。【66条19】	要目表 VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉本体) VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能 原子炉格納施設に係る系統図 8.3.4.8 低圧代替注水系 構造図 2. 原子炉本体 4.2.1 残留熱除去系 8.1 原子炉格納容器	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認
	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】		 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

生 未到	計方針		1
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
发入 [h ¹]	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は,ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【66 条 21】	施設)	2.2.2 各機器固有の設計
		VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明 書	「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関
		4. 原子炉格納施設の設計条件	する設計
		4.3 重大事故等時における設計条件	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の	する機能の確認
		溶融炉心冷却機能	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準	要目表 	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	対象施設である原子炉圧力容器,原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として	 VI_1_1_5_1 記借別記載東頂の設定規拠に関する説	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認
	使用することから、流路に係る機能について重大事故		2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	等対処設備としての設計を行う。【66条23】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
	dydycgynn c o co gyffi ciff y a fee yr ae	明書(原子炉格納施設)	関する設計
		VI-3-別添 7-1 原子炉圧力容器内部構造物の強度計	
		算書	「原子炉本体」の様式-1
			4. 原子炉本体の兼用に関する設計
		構造図	4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		2. 原子炉本体	する機能の確認
		8.1 原子炉格納容器	4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
			 「原子炉冷却系統施設」の様式-1
			12. 材料及び構造に係る設計
			12.7 炉心支持構造物の強度評価
	(3) 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水	要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原		2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重		する機能の確認
	大事故等対処設備として、高圧代替注水系を設ける設		2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	計とする。 <u>なお、この場合は、ほう酸水注入系による</u> 原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。	VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(原子炉冷却系統施設)	2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に 関する設計
	原子炉圧力容益へのはり酸水圧入と並11 して11 り。 【66 条 24】	明書 (原子炉行却系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	
	[00 木 24]	明書 (原子炉格納施設)	「原子炉本体」の様式-1
		716 (/// 1// 14/14/16/4/	4. 原子炉本体の兼用に関する設計
		VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明 書	4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認
		4. 原子炉格納施設の設計条件	4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		4.3 重大事故等時における設計条件	
		4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の	「原子炉冷却系統施設」の様式-1
		溶融炉心冷却機能	19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計
		 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図	19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認
		旅士が行為宗帆施政に係る機論の配直を切かした図	19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		4.1.1 主蒸気系	19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕
		4.1.2 復水給水系	様等に関する設計
		4.2.1 残留熱除去系	

基本設	· 計方針	30.31 / L m , 32 45 / L = 2	184-4
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前		4.3.1 高圧炉心注水系 4.3.2 原子炉隔離時冷却系 4.3.3 高圧代替注水系 4.4.1 補給水系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.7 高圧代替注水系 <下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応 要目表	マラクスの高水 マラクスの高水 マラクスの高水 マラクスの高水 マラクスの高水 マラクスの高水の では、
	高圧代替注水系は,常設代替交流電源設備,可搬型 代替交流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型 直流電源設備からの給電が可能な設計とし,中央制御 室(「7号機設備,6,7号機共用」(以下同じ。))からの	4.3 重大事故等時における設計条件	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	操作が可能な設計とする。【66条 26】 高圧代替注水系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、原子炉圧力容器内部構造物及び	4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の 溶融炉心冷却機能 要目表	2.2.2 各機器固有の設計2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【66条27】	VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉本体) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に

甘士	計方針	I	T
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
发 艾削		明書(原子炉格納施設) VI-3-別添 7-1 原子炉圧力容器内部構造物の強度計算書 構造図 2. 原子炉本体 8.1 原子炉格納容器	関する設計 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 12. 材料及び構造に係る設計 12.7 炉心支持構造物の強度評価
	子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を設ける設計とする。なお、この場合は、低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)及び高圧代替注水系のいずれかによる原子炉圧力容器への注水と並行して行う。 【66条28】	WI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面4.3.1 高圧炉心注水系 計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面5.3.1 ほう酸水注入系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面5.3.1 ほう酸水注入系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面8.3.4.9 ほう酸水注入系	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計 「計測制御系統施設」の様式-1 2. 計測制御系統施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 決備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計
	ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプにより、 ほう酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力 容器へ注入することで、溶融炉心の原子炉格納容器下	要目表 VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認

直	基本設計方針		
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1〜の反映結果
変更前	変更後 部への落下を遅延・防止する設計とする。【66条29】	明書(原子炉本体) VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設) VI-1-1-5-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(計測制御系統施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(原子炉格納施設の設計条件は、3 重大事故等時における設計条件は、3 重大事故等時における設計条件は、3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能原子炉格納施設に係る系統図8.3.4.9 ほう酸水注入系構造図2. 原子炉本体5.3.1 ほう酸水注入系8.1 原子炉格納容器	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「原子炉本体」の様式-1 4. 原子炉本体の兼用に関する設計 4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 19. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 19.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 19.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 19.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計 「計測制御系統施設」の様式-1 2. 計測制御系統施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認
	え,代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.5 重大事故等時における原子炉格納容器下部の 溶融炉心冷却機能	
	ほう酸水注入系の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【66条31】		 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 原子炉本体」の様式-1 原子炉本体の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

	基本設計方針	かまな田 の割井体記	## 1 a の戸時休用
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
			「原子炉冷却系統施設」の様式-1 12. 材料及び構造に係る設計 12.7 炉心支持構造物の強度評価
	3.2.7 原子炉建屋放水設備等 (1) 原子炉建屋放水設備による大気への拡散抑制及び航空機燃料火災対応 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において,発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備及び原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として,原子炉建屋放水設備を設ける設計とする。【70条1-3】【70条2】	VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4 その他原子炉格納施設に係る設計 4 がた文代構造物の兼用に関する設計 4 その他原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 6 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 1 健全性に係る設計
		4.3.8 重大事故等時における放射性物質拡散抑制機能 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.4.5 原子炉建屋放水設備	9 原フに牧姉佐乳の笹田に眼より乳乳
	a. 大気への放射性物質の拡散抑制 大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大 事故等対処設備として使用する原子炉建屋放水設備 は,大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)(「7号機 設備,6,7号機共用」(以下同じ。))により海水を取水 し,ホースを経由して放水砲(「7号機設備,6,7号機 共用」(以下同じ。))から原子炉建屋へ放水できる設計 とする。【70条3-2】	4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.8 重大事故等時における放射性物質拡散抑制機 能 原子炉格納施設に係る系統図 8.3.4.5 原子炉建屋放水設備	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。【70条4-2】	要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.8 重大事故等時における放射性物質拡散抑制機能	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計

基	本設計方針		
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	b. 航空機燃料火災への泡消火 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機 燃料火災に対応するための重大事故等対処設備とし て使用する原子炉建屋放水設備は、大容量送水車(原 子炉建屋放水設備用)により泡原液混合装置(「7号機 設備,6,7号機共用,屋外に保管」(以下同じ。))を通 して,海水を泡消火薬剤(「7号機設備,6,7号機共用, 屋外に保管」(以下同じ。))と混合しながらホースを経 由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計 とする。【70条9】	4.3.8 重大事故等時における放射性物質拡散抑制機能 要目表 VI-1-1-5-別添2 設定根拠に関する説明書(別添) 原子炉格納施設に係る系統図	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ その他原子炉格納施設に係る設計 航空機燃料火災に関する設計
		8.3.4.5 原子炉建屋放水設備	7.0101171016111620-174203
	泡原液搬送車(7号機設備,6,7号機共用)は,航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有量は,必要な容量として646L確保し,故障時の予備用として646Lの計1292Lを保管する。【70条12】		4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.7 航空機燃料火災に関する設計
	泡原液混合装置は、航空機燃料火災に対応するため、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡原液混合装置の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と故障時の予備として1個の合計2個を保管する。【70条11】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(原子炉格納施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 その他原子炉格納施設に係る設計 布配原子炉格納施設に係る設計 前空機燃料火災に関する設計
	(2) 海洋拡散抑制設備による海洋への放射性物質の 拡散抑制 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至 った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を 抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散 抑制設備を設ける設計とする。【70条1-4】		一 (冒頭宣言)
	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大 事故等対処設備として使用する海洋拡散抑制設備は, 汚濁防止膜(「7号機設備,6,7号機共用,屋外に保管」 (以下同じ。))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 の設備で兼用(以下同じ。)),放射性物質吸着材(「7号 機設備,6,7号機共用,屋外に保管」(以下同じ。))(核 燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用(以下 同じ。))等で構成し,汚濁防止膜は,汚染水が発電所 から海洋に流出する4箇所(北放水口1箇所及び取水	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明 書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計

基本設	計方針	 設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	以口が不いい戦道刀	水丸 1、70人以坎阳木
	口3箇所)に小型船舶(汚濁防止膜設置用)(7号機設備,6,7号機共用,屋外に保管)個数1(予備1)(核		
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用)によ		
	り設置できる設計とする。【70条6-2】		
	汚濁防止膜は、海洋への放射性物質の拡散を抑制す	 VI-1-1-5-別添2 設定根拠に関する説明書(別添)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	るため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計と	11 1 1 0 31 Miles By (C. D. D. C. (31 Miles)	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	する。必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁	 VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明	する機能の確認
	防止膜を二重に設置することとし, 北放水口側1箇所	書	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	の設置場所に計 14本 (高さ約 6m, 幅約 20m) 及び取水	4. 原子炉格納施設の設計条件	2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
	口側3箇所の設置場所に計24本(高さ約8m,幅約20m)	4.3 重大事故等時における設計条件	関する設計
	の合計38本使用する設計とする。また、予備について	4.3.8 重大事故等時における放射性物質拡散抑制機	
	は、各設置場所に対して2本の計8本を保管すること	能	
	とし、予備を含めた保有数として設置場所4箇所分の		
	合計 46 本を保管する。【70 条 8-2】		
	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染	VI-1-1-5-別旅2 設定根拠に関する説明書(別添) 	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう,6号		2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	機及び7号機の雨水排水路集水桝に加え,6号機又は		する機能の確認
	7 号機雨水排水路集水桝の損傷等により汚染水が敷地 に溢れた場合のバックアップとして5号機雨水排水路	書	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
	集水桝とフラップゲート入口3箇所の計6箇所に、網		関する設計
	目状の袋に布状の放射性物質吸着材を詰めたもの約		
	1020kg (7 号機雨水排水路集水桝),約 1020kg (6 号機	能	
	雨水排水路集水桝),約510kg(5号機雨水排水路集水		
	桝),約510kg(フラップゲート1箇所当たり)を使用		
	時に設置できる設計とする。		
	放射性物質吸着材は、各設置場所に必要となる保有		
	量に加え,6号機又は7号機雨水排水路集水桝用の放		
	射性物質吸着材の予備として約 1020kg を保管する。		
	【70条7-2】		
3.3 放射性物質濃度制御設備	3.3 放射性物質濃度制御設備		
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又		
は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が混合いたステルによる動地度関係の実効線量が	は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が浸さいた。これによる動物を関かって対象を		
質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査	質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査		_
「光電用軽水至原丁炉施設の女主計画に関する番重 指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定	指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定	_	(変更なし)
する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低	する線量を超えないよう, 当該放射性物質の濃度を低		
成する設備として非常用ガス処理系を設置する。 	減する設備として非常用ガス処理系を設置する。【44		
A DEVINE O CONTINUES OF THE SECTION	条 22-3】		
3.3.1 非常用ガス処理系	3.3.1 非常用ガス処理系		
非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系乾燥装置、	非常用ガス処理系は,非常用ガス処理系乾燥装置,		
高性能粒子フィルタとよう素用チャコールフィルタ	高性能粒子フィルタとよう素用チャコールフィルタ		_
等を含む非常用ガス処理系フィルタ装置,非常用ガス	等を含む非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス	_	<u>ー</u> (変更なし)
処理系排風機等から構成される。放射性物質の放出を	処理系排風機等から構成される。放射性物質の放出を		(友文なし)
伴う設計基準事故時には非常用ガス処理系で原子炉			
建屋原子炉区域(二次格納施設)内を負圧に保ちなが	建屋原子炉区域(二次格納施設)内を負圧に保ちなが		

₩₩₩	[[[]	T	
	:計方針 T	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		
ら、原子炉格納容器から漏えいした放射性物質を非常			
	用ガス処理系を通して除去・低減した後,主排気筒(内		
筒)より放出できる設計とする。	筒) より放出できる設計とする。【43条11】		
非常用ガス処理系は、原子炉冷却材喪失事故時に想			
定する原子炉格納容器からの漏えい気体中に含まれ		_	_
るよう素を除去し、環境に放出される放射性物質の濃			(変更なし)
度を減少させる設計とする。	度を減少させる設計とする。【44条24】		
非常用ガス処理系のうち、非常用ガス処理系フィル	非常用ガス処理系のうち、非常用ガス処理系フィル		
タ装置のよう素除去効率及び非常用ガス処理系の処	タ装置のよう素除去効率及び非常用ガス処理系の処	_	_
理容量は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の	理容量は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の		(変更なし)
評価の条件を満足する設計とする。	評価の条件を満足する設計とする。【44条25】		
新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵プールは、燃料	新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵プールは、燃料		
体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の	体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の		
放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある	放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある		_
場合において、放射性物質による敷地外への影響を低	場合において、放射性物質による敷地外への影響を低	_	(変更なし)
減するため、非常用ガス処理系により放射性物質の放	減するため,非常用ガス処理系により放射性物質の放		
出を低減できる設計とする。	出を低減できる設計とする。【26条 50-2】		
	炉心の著しい損傷が発生した場合に, 非常用ガス処	要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	理系は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原		2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	子炉区域(二次格納施設)内を負圧に維持するととも	 VI-1-1-5-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説	する機能の確認
	に、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域(二次	明書 (放射性廃棄物の廃棄施設)	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	格納施設)内に漏えいした放射性物質を含む気体を主		2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に
	排気筒(内筒)から排気し、原子炉格納容器から漏え	明書(原子炉格納施設)	関する設計
	いした空気中の放射性物質の濃度を低減させること	71 E (7,17) Hallander	2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系
	で、中央制御室にとどまる運転員の被ばくを低減する	 VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書	統図に関する取りまとめ
	ことができる設計とする。【74条23】	3. 中央制御室の居住性を確保するための防護措置	4. その他原子炉格納施設に係る設計
		0. 「人間降至少但且且是確保」。	4.2 非常用ガス処理系の設計
		 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面	1.2 好而用从不是是不少战时
		8.2 原子炉建屋	 「放射性廃棄物の廃棄施設」の様式-1
		8.3.5.1 非常用ガス処理系	3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計
		0.5.5.1 乔布用从八处经示	3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		 原子炉格納施設に係る系統図	する機能の確認
		8.3.5.1 非常用ガス処理系	3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		0.5.5.1 作而用从个处理术	0.4
		 構造図	 「放射線管理施設」の様式-1
		情見日 6.1.1 排気筒	10. 中央制御室及び緊急時対策所の居住性に関する
		8.2 原子炉建屋	10. 中央制御主及び系志時利泉所の店住住に関する 設計
		6.2 原丁炉 建産 8.3.5.1 非常用ガス処理系	10.1 中央制御室
	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起	VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用	4. その他原子炉格納施設に係る設計
	かれの者しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起 動する際に、燃料取替床ブローアウトパネル(原子炉		
		される条件の下における健全性に関する	4.3 ブローアウトパネル関連設備の設計
	冷却系統施設の設備、浸水防護施設の設備で兼用)を	説明書	「計測知御女体禁乳」の様子 1
	閉止する必要がある場合には、中央制御室から燃料取		「計測制御系統施設」の様式-1
		3.5 原子炉格納施設	11. 中央制御室の機能の設計
	容易かつ確実に開口部を閉止できる設計とする。ま	TH 4 4 7 11176 4 20	
	た、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置は現場に	VI-I-I-7-別添4 フローアワトバネル関連設備の設	

	基本設計方針	ᆲᄼᅶᄪᇰᆋᄿᅓᅷ	K-A OFMAR
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	おいても,人力により操作できる設計とする。【74 条 26】	計方針 6. 機能設計 7. 構造強度設計 7.3 機能維持の方針 7.3.3 オペフロ BOP 閉止装置 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.4 居住性の確保 3.4.1 換気設備	
	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条 24】	計方針	4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.3 ブローアウトパネル関連設備の設計
	非常用ガス処理系の流路として,設計基準対象施設である非常用ガス処理系乾燥装置,非常用ガス処理系フィルタ装置,主排気筒(内筒),原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設),原子炉建屋機器搬出入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【74条25】	VI-1-1-5-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射性廃棄物の廃棄施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.2 非常用ガス処理系の設計 「放射性廃棄物の廃棄施設」の様式-1 3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計 3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	(1) 単一故障に係る設計 重要度が特に高い安全機能を有する系統において, 設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機 能が要求される静的機器のうち,単一設計とする非常 用ガス処理系の配管の一部及び非常用ガス処理系フィルタ装置については,当該設備に要求される原子炉 格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から 漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機 能が喪失する単一故障のうち,想定される最も過酷な 条件として,配管については全周破断,非常用ガス処 理系フィルタ装置については全周破断,非常用ガス処 理系フィルタ装置については閉塞を想定しても,単一 故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を 最小限に抑えるよう,安全上支障のない期間に単一故 障を確実に除去又は修復できる設計とし,その単一故 障を仮定しない。【14条7】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	

甘士	·計方針		I
	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1~の反映結果
友文 PI	る放射線被ばくは、保守的に単一故障を除去又は修復ができない場合で評価し、安全評価指針に示された設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認する。また、単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。 単一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。【14条8】		4.1 放射性物質濃度低減設備の単一故障に係る設備 (上記は項目のみ) 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
3.4 可燃性ガス濃度制御設備 3.4.1 可燃性ガス濃度制御系による可燃性ガス濃度の抑制原子炉冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内で発生する水素及び酸素の反応を防止するため、可燃性ガス濃度制御系を設け、不活性ガス系により原子炉格納容器内に窒素を充てんすることとあいまって、可燃限界に達しないための制限値である水素濃度 4vol%未満又は酸素濃度 5vol%未満に維持できる設計とする。	3.4 可燃性ガス濃度制御設備 3.4.1 可燃性ガス濃度制御系による可燃性ガス濃度の抑制 原子炉冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内で発生する水素及び酸素の反応を防止するため、可燃性ガス濃度制御系を設け、不活性ガス系により原子炉格納容器内に窒素を充てんすることとあいまって、可燃限界に達しないための制限値である水素濃度 4vo1%未満又は酸素濃度 5vo1%未満に維持できる設計とする。【44条 20】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 3. 原子炉格納施設の設計 3.4 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備の設計 3.4.1 可燃性ガス濃度制御系に関する設計
	3.4.2 静的触媒式水素再結合器による水素濃度の上 昇抑制	要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用

基本設	計方針	乳乳外用の乳料鉄で	按字 1 · 页层帧处理
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明 書	する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 3. 原子炉格納施設の設計 3.5 原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度低減設備の設計
	静的触媒式水素再結合器は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)内に漏えいした水素ガスと酸素ガスを触媒反応によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)の水素爆発を防止できる設計とする。また、試験により性能及び耐環境性が確認された型式品を設置する設計とする。静的触媒式水素再結合器は、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)内に漏えいした水素が滞留すると想定される原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)4階に設置することとし、静的触媒式水素再結合器の触媒反応時の高温ガスの排出が重大事故時の対処に重要な計器・機器に悪影響がないよう離隔距離を設ける設計とする。【68条2】	要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.7 重大事故等時における水素爆発による原子炉建屋等の損傷防止機能 VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.2.2 各機器固有の設計 3. 原子炉格納施設の設計 3.5 原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度低減設備の設計

	基本設計方針	乳ま仕用の割井体記	## 1 ○ の巨時休用
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	静的触媒式水素再結合器の流路として、設計基準対象施設である原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)、原子炉建屋機器搬出入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【68条7】 3.4.3 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図 8.2 原子炉建屋	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
		明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4.3 重大事故等時における設計条件 4.3.6 重大事故等時における水素爆発による原子炉	する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.2.2 各機器固有の設計 3. 原子炉格納施設の設計 3.4 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備の設計 3.4.2 耐圧強化ベント系による水素及び酸素排出に関する設計
		格納容器の破損防止機能 VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 2. 基本方針 2.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備 2.1.2 耐圧強化ベント系 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.5.1 非常用ガス処理系 8.3.5.4 耐圧強化ベント系 8.3.6.1 不活性ガス系	4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.2 非常用ガス処理系の設計 「放射性廃棄物の廃棄施設」の様式-1 3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計 3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として使用する耐圧強化ベント系は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって、代替循環冷却系を長期使用した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系を経由して主排気筒(内筒)を通して大気に放出(系統設計流量 15.8kg/s (1Pd において))することで、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。【67条 23】	VI-1-1-5-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射性廃棄物の廃棄施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 3. 原子炉格納施設の設計 3.4 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備の設計 3.4.2 耐圧強化ベント系による水素及び酸素排出に関する設計

	基本設計方針		## 1 ○ ○ □ □ □ ◆ □
変更前	変更後	- 設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		原子炉格納施設に係る系統図 8.3.5.4 耐圧強化ベント系	4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.2 非常用ガス処理系の設計
		構造図 6.1.1 排気筒 8.1 原子炉格納容器 8.3.6.1 不活性ガス系 8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	「放射性廃棄物の廃棄施設」の様式-1 3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計 3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	耐圧強化ベント系はサプレッションチェンバ及びドライウェルのいずれにも接続するが、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出するために使用する場合は、サプレッションチェンバのプール水によるスクラビング効果が期待できるサプレッションチェンバ側からの排出経路のみを使用する設計とする。【67条25】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	_
	炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器内雰囲気ガスを排出するために使用する耐圧強化ベント系は、排気中に含まれる水素ガス及び酸素ガスによる水素爆発を防止するため、系統待機中に原子炉格納容器から耐圧強化ベント弁までの配管について、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換しておく運用を保安規定に定めて管理するとともに、耐圧	2.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備 2.1.2 耐圧強化ベント系 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.1.2 耐圧強化ベント系 原子炉格納施設に係る系統図 8.3.5.4 耐圧強化ベント系	 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2. 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 3. 原子炉格納施設の設計 3. 4 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備の設計 3. 4. 2 耐圧強化ベント系による水素及び酸素排出に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4. 2 非常用ガス処理系の設計
	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される 隔離弁 (T31-F022, T61-F002 (原子炉冷却系統施設の 設備で兼用), T31-F070 及び T31-F072) は,遠隔手動 弁操作設備(個数 4) (原子炉格納施設のうち圧力低減 設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備 を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御 設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)に よって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計 とする。【67条 33】	要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図 8.3.6.1 不活性ガス系	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に 関する設計
	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気作動 弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空 気駆動弁操作用ボンベを設置することで、離れた場所 から遠隔空気駆動弁操作設備(個数2)(原子炉格納施	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

基本設	計方針	乳乳仕用の乳料体部	按字 1 ○ ○ □ □ □ □ □ □
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力 逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可 燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の 設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供 給することにより、容易かつ確実に操作が可能な設計 とする。【67条35】		2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に 関する設計
	また,排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については,常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により,中央制御室から操作が可能な設計とする。【67条34】	2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	可搬型窒素供給装置は,可搬型窒素供給装置用電源 設備から給電が可能な設計とする。【67条30】	VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.2 耐圧強化ベント系	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	耐圧強化ベント系の流路として,設計基準対象施設である主排気筒(内筒),原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【67条32】	VI-1-1-5-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
		構造図 6.1.1 排気筒 8.1 原子炉格納容器	「放射性廃棄物の廃棄施設」の様式-1 3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計 3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	3.4.4 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるように、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として、格納容器圧力逃がし装置を設ける設計とする。【67条1-2】	VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.2.2 各機器固有の設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
		VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	

基本設	計方針	2014年の記事体で	様式-1への反映結果
変更前	変更後	- 設計結果の記載箇所 	
	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として使用する格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ水、金属フィルタ)、ドレンタンク、よう素フィルタ、ラプチャーディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系を経由して、フィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量31.6kg/s(2Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。【67条4】	明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計2. 系統設計2.1 設計方針2.3 格納容器圧力逃がし装置2.3.3 配置	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.2.2 各機器固有の設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物	8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置 要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	質及びガス状の無機よう素を除去し、よう素フィルタは、排気中に含まれる有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスクラバ水中に捕集・保持		2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

基本	基本設計方針		様式-1への反映結果
変更前	変更後	- 設計結果の記載箇所	
	る設計とする。【67 条 5】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.1 設計方針 2.3 格納容器圧力逃がし装置 2.3.2 フィルタ装置及びよう素フィルタ VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.1.3 格納容器圧力逃がし装置	関する設計 2.2.2 各機器固有の設計
		構造図 8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを排出するために使用する格納容器圧力逃がし装置は、排気中に含まれる水素ガス及び酸素ガスによる水素爆発を防止するため、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、排出経路に水素ガス及び酸素ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、水素ガス及び酸素ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。【67条6】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.1 設計方針 2.4 付帯設備 2.4.4 可搬型窒素供給装置 VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
		<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数5)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。【67条11】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	また,排出経路に設置される隔離弁のうち空気作動 弁については,原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空	要目表	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用

基	基本設計方針	乳乳公田の割井体託	样才 1。 页层咖啡用
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1〜の反映結果
	気駆動弁操作用ボンベを設置することで、離れた場所 から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施 設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力 逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可 燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の 設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供 給することにより、容易かつ確実に操作が可能な設計 とする。【67条13】	明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添 3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計	する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【67条12】	2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	格納容器圧力逃がし装置は、格納容器圧力逃がし装置使用時にフィルタ装置の水位が上昇した場合の水位調整のため、又は格納容器圧力逃がし装置使用後に水の放射線分解により発生する水素が系統内に蓄積することを防止するため、フィルタ装置内のスクラバ水をドレン移送ポンプによりサプレッションチェンバへ移送できる設計とする。【67条16】	2. 系統設計 2.4 付帯設備 2.4.5 排水設備	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	格納容器圧力逃がし装置は、代替淡水源から、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)、可搬型 Y 型ストレーナ (「7 号機設備、6、7 号機共用」(以下同じ。)) 等により フィルタ装置にスクラバ水を補給できる設計とする。 【67 条 17】	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計2.系統設計2.4 付帯設備2.4.3 給水設備 原子炉格納施設に係る系統図8.3.5.5 格納容器圧力逃がし装置 構造図	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	スクラバ水 pH 制御設備用ポンプ (「7 号機設備, 6, 7 号機共用」(以下同じ。)) は,可搬型窒素供給装置により駆動し,水酸化ナトリウム水溶液 (「7 号機設備, 6, 7 号機共用」(以下同じ。)) (原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に 関する設計

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		水八一1、70八八吋和木
	器再循環設備の設備として兼用)をフィルタ装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水のpHを以上に維持できる設計とする。【67条19】		
	可搬型窒素供給装置は,可搬型窒素供給装置用電源 設備から給電が可能な設計とする。【67条20】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.1 設計方針	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
		VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.3 格納容器圧力逃がし装置	
	格納容器圧力逃がし装置の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	う。【67 条 22】	構造図 8.1 原子炉格納容器	2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	3.4.5 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器内から原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガス及び酸素ガスを排出することができる設備である格納容器圧力逃がし装置を設ける設計とする。【68条8】	VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 原子炉格納施設の設計 原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度低減設備の設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ水、金属フィルタ)、よう素フィルタ、ドレンタンク、ラプチャーディスク、配管・弁類、計	VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認
	測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガス を不活性ガス系を経由して、フィルタ装置及びよう素	明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 施設)	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に

基	本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	以口加木ツル戦回刀	水八 1・ベルス・大和木
ZZ III	フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉 建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量 31.6kg/s(2Pdにおいて))することで、排気中に含ま れる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、ジル コニウムー水反応、水の放射線分解等により発生する	明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添 3 格納容器圧力逃がし装置の設計	関する設計 2.2.2 各機器固有の設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及びガス状の無機よう素を除去し、よう素フィルタは、排気中に含まれる有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスクラバ水中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態 以上)に維持する設計とする。【68条10】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 2.2.2 各機器固有の設計

	基本設計方針	 - 設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	マスティア マスティア マスティ マスティ マスティ マイ・スティー アイ・スティー アー・スティー アイ・スティー アイ・スティー アイ・スティー アイ・スティー アイ・スティー アー・スティー アー・スティー アー・スティー アイ・スティー アー・スティー アー・スティー アー・スティー アー・スティー アー・スティー アー・スティー アー・スティー アー	
	バ及びドライウェルと接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側からの排気ではサプレッションチェンバの水面からの高さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ダイヤフラムフロア面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。【68条11】	2.3 格納容器圧力逃がし装置2.3.3 配置原子炉格納施設に係る系統図	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉 格納容器から水素ガスを排出するために使用する格 納容器圧力逃がし装置は,排気中に含まれる可燃性ガ	 系統設計 1 設計方針 4 付帯設備 4.4 可搬型窒素供給装置 VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 基本方針 	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
		<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
	格納容器圧力逃がし装置は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また、格納容器圧力逃がし装置と他の系統・機器を隔離する弁は直列で2個設置し、格納容器圧力逃がし装置と他の系統・機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計とする。【68条15】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.3 格納容器圧力逃がし装置 2.3.1 系統構成	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	格納容器圧力逃がし装置の使用後に再度,代替格納容器スプレイ冷却系等により原子炉格納容器内にスプレイする場合は,原子炉格納容器が負圧とならないよう,原子炉格納容器が規定の圧力に達した場合には,スプレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。【68条16】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	
	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数 5)(原子 炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に

	基本設計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	双可和木グ記製画が	塚八一1、〇八灰柘木
	環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。【68条17】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.3 格納容器圧力逃がし装置 2.3.1 系統構成	関する設計
	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気作動 弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空 気駆動弁操作用ボンベを設置することで、離れた場所 から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施 設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力 逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可 燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の 設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供 給することにより、容易かつ確実に操作が可能な設計 とする。【68条19】	明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 3 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備がらの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【68条20】	2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	系統内に設けるラプチャーディスクは、格納容器圧力逃がし装置の使用の妨げにならないよう、原子炉格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で破裂する設計とする。【68条21】		 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 3 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	格納容器圧力逃がし装置は、格納容器圧力逃がし装置使用時にフィルタ装置の水位が上昇した場合の水位調整のため、又は格納容器圧力逃がし装置使用後に水の放射線分解により発生する水素が系統内に蓄積することを防止するため、フィルタ装置内のスクラバ水をドレン移送ポンプによりサプレッションチェンバへ移送できる設計とする。【68条30】	VI-1-8-1-別添 3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2. 4 付帯設備 2.4.5 排水設備	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	格納容器圧力逃がし装置は、代替淡水源から、可搬型代替注水ポンプ (A-2級)、可搬型 Y 型ストレーナ等によりフィルタ装置にスクラバ水を補給できる設計とする。【68条 28】		 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系

	基本設計方針	20.21 (4 H o 21 1) M T	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1~の反映結果
		VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.4 付帯設備 2.4.3 給水設備 原子炉格納施設に係る系統図 8.3.5.5 格納容器圧力逃がし装置 構造図 8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	スクラバ水 pH 制御設備用ポンプは,可搬型窒素供給装置により駆動し,水酸化ナトリウム水溶液 (原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)をフィルタ装置に注入し,フィルタ装置内のスクラバ水のpHを以上に維持できる設計とする。【68条 27】	要目表 VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(原子炉格納施設) 構造図	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	可搬型窒素供給装置は,可搬型窒素供給装置用電源 設備により給電できる設計とする。【68条 25】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.1 設計方針 VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.3 格納容器圧力逃がし装置	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋内の原子炉区域外とし、一次隔離弁(サプレッションチェンバ側)の操作を行う原子炉建屋地下1階、一次隔離弁(ドライウェル側)の操作を行う原子炉建屋地上2階には遮蔽体(遠隔手動弁操作設備遮蔽)を設置し、放射線防護を考慮した設計とする。【68条18-1】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認
	格納容器圧力逃がし装置の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【68条31】		 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
3.5 原子炉格納容器調気設備	3.5 原子炉格納容器調気設備	_	_

基本設	計方針	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後	以可称が見場画が	2
3.5.1 不活性ガス系 不活性ガス系は、水素及び酸素の反応を防止するため、あらかじめ原子炉格納容器内に窒素を充てんすることにより、水素濃度及び酸素濃度を可燃限界未満に保つ設計とする。	3.5.1 不活性ガス系 不活性ガス系は、水素及び酸素の反応を防止するため、あらかじめ原子炉格納容器内に窒素を充てんすることにより、水素濃度及び酸素濃度を可燃限界未満に保つ設計とする。【44条21】		(変更なし)
PN PRAIL 1 TO 0	原心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるように、発電用原子炉の運転中は、原子炉格納容器内を不活性ガス系により常時不活性化する設計とする。【67条3】	書	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
		<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部>
	3.6 圧力逃がし装置 3.6.1 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故等対処設備のうち,原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として,格納容器圧力逃がし装置を設ける設計とする。【65条13】	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 4. 原子炉格納施設の設計条件 4. 3 重大事故等時における設計条件 4. 3 重大事故等時における原子炉格納容器の過圧破損防止機能 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8. 3. 5. 2 可燃性ガス濃度制御系 8. 3. 5. 4 耐圧強化ベント系 8. 3. 6. 1 不活性ガス系 8. 3. 7. 1 格納容器圧力逃がし装置	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ水、金属フィルタ)、よう素フィルタ、ドレンタンク、ラプチャーディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系を経由して、フィルタ装置及びよう素	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に

	基本設計方針		様式-1への反映結果	
変更前	変更後	設計結果の記載箇所		
	フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量31.6kg/s (2Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条14】	明書(原子炉格納施設)	関する設計 2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計	
	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及びガス状の無機よう素を除去し、よう素フィルタは、排気中に含まれる有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスクラバ水中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態 以上)に維持する設計とする。【65条15】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 	
	格納容器圧力逃がし装置はサプレッションチェンバ及びドライウェルと接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側からの排気ではサプレッションチェンバの水面からの高さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ダイヤフラムフロア面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。【65条16】	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計 2.3 格納容器圧力逃がし装置 2.3.3 配置 原子炉格納施設に係る系統図	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器圧力逃がし装置は,排気中に含まれる可燃性ガスによる水素爆発を防止するため,系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ,使用	2. 系統設計 2.1 設計方針 2.4 付帯設備	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認	

	基本設計方針		様式-1への反映結果
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	78X 1、00/X 欧州木
	後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。【65条17】		<下線部> —
	格納容器圧力逃がし装置は,他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また,格納容器圧力逃がし装置と他の系統・機器を隔離する弁は直列で2個設置し,格納容器圧力逃がし装置と他の系統・機器を確実に隔離することで,悪影響を及ぼさない設計とする。【65条18】	 系統設計 2.3 格納容器圧力逃がし装置 	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	格納容器圧力逃がし装置の使用後に再度,代替格納容器スプレイ冷却系等により原子炉格納容器内にスプレイする場合は,原子炉格納容器が負圧とならないよう,原子炉格納容器が規定の圧力に達した場合には,スプレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。【65条19】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	_
	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数5)(原子炉冷却系統施設の設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備で兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。【65条20】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.5 1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気作動 弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空 気駆動弁操作用ボンベを設置することで、離れた場所 から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉冷却系 統施設の設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備そ の他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び 可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 の設備で兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供給 することにより、容易かつ確実に操作が可能な設計と する。【65条22】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計 2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備がらの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【65条23】	2. 系統設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	系統内に設けるラプチャーディスクは,格納容器圧 力逃がし装置の使用の妨げにならないよう,原子炉格		2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用

基本	宗 設計方針	担は仕用の司事体に	推走 1~0 Em 注用
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
	納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で 破裂する設計とする。【65条24】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計2. 系統設計2.3 格納容器圧力逃がし装置2.3.1 系統構成	する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	格納容器圧力逃がし装置は、格納容器圧力逃がし装置使用時にフィルタ装置の水位が上昇した場合の水位調整のため、又は格納容器圧力逃がし装置使用後に	2. 系統設計 2.4 付帯設備	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用 する機能の確認
	水の放射線分解により発生する水素が系統内に蓄積 することを防止するため、フィルタ装置内のスクラバ 水をドレン移送ポンプによりサプレッションチェン バへ移送できる設計とする。【65条33】	原子炉格納施設に係る系統図 8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ
	格納容器圧力逃がし装置は、代替淡水源から、可搬型代替注水ポンプ (A-2級)、可搬型 Y 型ストレーナ等によりフィルタ装置にスクラバ水を補給できる設計とする。【65条31】	要目表 VI-1-1-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計2. 系統設計2.4 付帯設備2.4.3 給水設備 原子炉格納施設に係る系統図8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置 構造図8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の様式-1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	スクラバ水 pH 制御設備用ポンプは、可搬型窒素供給装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液 (原子炉冷却系統施設の設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備で兼用)をフィルタ装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水のpHを以上に維持できる設計とする。【65条30】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設) 構造図	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	可搬型窒素供給装置は、可搬型窒素供給装置用電源	VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計

	基本設計方針	11.1.分田の割井体正	送→ 1 · ○□ · · · · · · · · · · · · · · · · ·
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1~の反映結果
	設備により給電できる設計とする。【65条 28】	2. 系統設計 2.1 設計方針	2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計
	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋内の原子炉区域外とし、一次隔離弁(サプレッションチェンバ側)の操作を行う原子炉建屋地下1階、一次隔離弁(ドライウェル側)の操作を行う原子炉建屋地上2階には遮蔽体(遠隔手動弁操作設備遮蔽)を設置し、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の著しい損傷時においても、格納容器圧力逃がし装置の隔離弁操作ができるよう、原子炉建屋地下1階においては格納容器圧力逃がし装置入口配管側(原子炉区域外)に の遮蔽厚さを有する設計とする。【65条21】 【68条18-2】	2. 系統設計2.1 設計方針VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 原子炉格納施設の設計 4 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備の設計 4.3 格納容器圧力逃がし装置による水素及び酸素排出に関する設計
	格納容器圧力逃がし装置の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【65条41】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説	 原子炉格納施設の兼用に関する設計 1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	a. 多様性,位置的分散及び独立性 代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置は,共 通要因によって同時に機能を損なわないよう,原理の 異なる冷却手段及び原子炉格納容器内の減圧手段を 用いることで多様性を有する設計とする。【65条34-2】 代替循環冷却系は,非常用ディーゼル発電設備に対 して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬 型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設 計とする。また,格納容器圧力逃がし装置は,非常用 ディーゼル発電設備に対して多様性を有する常設代 替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの 給電により駆動できる設計とする。格納容器圧力逃が し装置は,人力により排出経路に設置される隔離弁を 操作できる設計とすることで,代替循環冷却系に対し て駆動源の多様性を有する設計とする。【65条35-2】	VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.5 原子炉格納施設 VI-1-8-1-別添3 格納容器圧力逃がし装置の設計2.系統設計2.1 設計方針	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.2 各機器固有の設計 「原子炉冷却系統施設」の様式-1 11. 健全性に係る設計
	代替循環冷却系の復水移送ポンプは廃棄物処理建屋内に、残留熱除去系熱交換器及びサプレッションチェンバは原子炉建屋内に設置し、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置、よう素フィルタ及びラプチャーディスクは原子炉建屋近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。【65条 38-2】	VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格納施設)	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計

基本設計方針		30.31.分田の乳井佐元	₩十 1 0 Cm4 H
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
		2.1 設計方針	
		原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面	
		8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	
	代替循環冷却系と格納容器圧力逃がし装置は、共通	VI-1-8-1-別添 3 格納容器圧力逃がし装置の設計	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計
	要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分	2. 系統設計	2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用
	離することで独立性を有する設計とする。【65条 39-	2.1 設計方針	する機能の確認
	2]		2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系
		原子炉格納施設に係る系統図	統図に関する取りまとめ
		8.3.7.1 格納容器圧力逃がし装置	
	これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分		
	散によって、代替循環冷却系と格納容器圧力逃がし装	_	_
	置は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限り		(冒頭宣言)
	の独立性を有する設計とする。【65条40-2】		
4. 設備の共用	4. 設備の共用		
不活性ガス系は、5号機、6号機及び7号機で共用	変更なし		
とするが、各号機に必要な容量をそれぞれ確保すると		_	
ともに、号機間の接続部の弁を閉操作することにより			(変更なし)
隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設			
計とする。【15 条 25】			
5. 主要対象設備	5. 主要対象設備		
原子炉格納施設の対象となる主要な設備について、	原子炉格納施設の対象となる主要な設備について、		
「表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト」に示す。	「表1 原子炉格納施設の主要設備リスト」に示す。	_	
	本系統の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない記憶については「まっ」原で原故地		(「設備リスト」による)
	トに記載されない設備については、「表2 原子炉格納		
	施設の兼用設備リスト」に示す。		